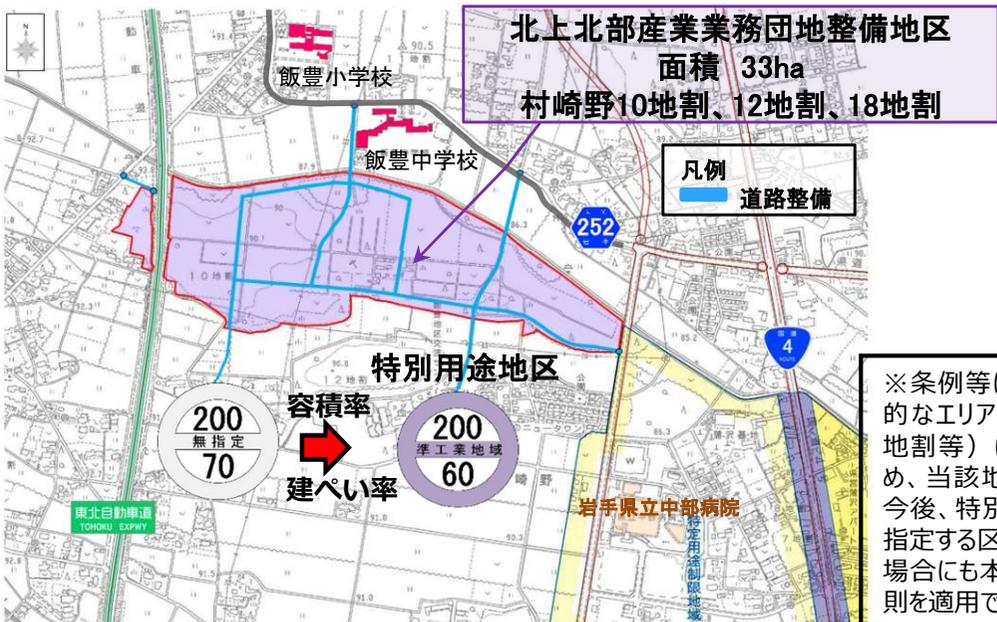


令和3年度末に策定した北上市都市計画マスタープランに基づき、新たに特別用途地区の指定を行う計画があることから、北上市特別用途地区における建築物の制限条例及び規則を定め、具体的な制限及び罰則規定等を設けるもの。

1 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定する計画がある地域



※条例等において具体的なエリア（村崎野～地割等）は定めないため、当該地域以外にも今後、特別用途地区を指定する区域が出てきた場合にも本条例及び規則を適用できるもの。

2 制限内容

特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を指定する区域においては、延床面積が1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する。

(1) 建築してはならない建築物（条例第3条、第4条、別表）

- 映画館、演芸場、劇場、観覧場、ナイトクラブ → 客席部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。
- 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外舟券売場 → その用途部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

(2) 手数料（条例第7条）

本地区で建築してはならない建築物を建てようとするものは、申請の際に18万円の手料を納付しなければならない。

(3) 罰則の適用（条例第9条、第10条）【検察庁協議済】

次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- ① 無許可で建築（新築）した場合の建築主
- ② 無許可で用途変更を行った場合の建築物の所有者、管理者又は占有者

3 施行日

本条例は都市計画変更と同日に施行されることが望ましいが、「用途地域の指定（市告示）と農振区域の縮小（県告示）の同時完了」が原則となっており、現時点で具体的な日取りが明らかでは無いことから規則により施行日を定める。

4 条例・規則制定のスケジュール

	項目	令和4年						令和5年		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例・規則の制定	検察庁協議	■ 罰則協議 (7/11)		■ 問題ない旨回答(9/6)						
	法規審査					■ 法規審査幹事会、委員会 ■ 庁議(11/21)				
	議会					■ 全協(11/14)	■ 議会議決 ■ 公布	周知期間 →		
都市計画変更	岩手県		■ 事前協議 (8/29)	■ 異存ない旨回答 (9/8)				■ 国土利用審	■ 県都計審	
	北上市		■ 全協(8/18)			■ 住民説明会 ■ 案の縦覧		■ 庁議 ■ 市都計審	■ 本協議	■ 決定告示